

国際仏教学大学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2024年度大学評価の結果、国際仏教学大学院大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025年4月1日から2032年3月31日までとする。

II 総評

国際仏教学大学院大学は、日本における仏教教義学と文献学的研究の伝統とその蓄積、近代以降の西欧との交流による仏教研究等、日本の仏教学の歴史的背景を踏まえて、仏教研究の歩をさらに進めることへの貢献を理念に掲げ、「人類共通の遺産としての仏教及びそれに関連する文化についての学術的理論及び応用を研究・教授して、その蘊奥を究めるべく努めるとともに、当該分野における高度な専門的知識と、様々な研究手法や研究遂行能力および専門分野を超える幅広い視野をもった研究者、ならびに深い宗教的文化的素養をもち、現代的諸問題の分析・解決への意欲と能力を有する社会人を育成し、もって人類文化の進展に寄与すること」を目的として定めている。

また、建学の精神及び大学の目的を実現するため、中・長期計画として2024年度から2028年度までの5年間の「国際仏教学大学院大学中期計画」（以下「中期計画」という。）を策定し、教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

内部質保証活動については、「国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程」（以下「自己点検・評価に関する規程」という。）に基づき、学長を内部質保証の統括責任者とし、そのもとに、自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善案の立案を行う「自己点検・評価委員会」を置き、「内部質保証に関する方針」に沿って、毎年2回自己点検・評価を行っている。しかし、「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価の結果に基づく改善策を立案するとともに、各部局の改善を支援するとしているものの、実態として同委員会の構成員がそれぞれ兼務する各種委員会等で個別に改善に取り組んでおり、同委員会による改善策の立案や改善支援は十分とはいえない。大学としてより機動的な内部質保証システムの再構築を検討しているため、新たな体制において内部質保証推進組織と各部局の役割分担・連携を明確にし、点検・評価の結果に基づき改善に取り組むよう改善が求められる。

教育については、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて適切に教育課程を編成しており、科目ナ

ンバリングや教員から学生へのフィードバック方法を明示することなどにより、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための取り組みが見られる。また、全教員、全学生が参加する「仏教学特殊研究」において、学生が年に1回程度の研究発表を行うことで、指導教員並びにそれ以外の教員も全学生の学習成果を把握・評価している。

特色としては、まず、附置研究所の取り組みが挙げられ、「国際仏教学研究」は、海外の著名な研究者による講演会を開催するなど、国内外との学術的交流を進め、その交流に基づいて複数言語で研究成果を刊行・公開しており、国内外における第一線の研究者に寄稿を募るなどの方針により、国際的にも高い評価を得ている。「古写経研究所」は、国内外の筆写経典を網羅的に収集・整理する事業を進めており、その成果をデータベースとして構築し、社会に広く公開している。附属図書館における刊本大蔵経とともに、研究所の有する画像資料についても図書館において一般の閲覧に供している。いずれも、所蔵資料や研究成果を広く公開、発信していることから、仏教研究の推進に有意な組織を置き、研究成果の社会への還元に取り組んでいることは高く評価できる。また、留学生へのライティング・サポートを実施し、論文、授業での課題や発表原稿などの日本語チェックを行っている。サポート時は学生の主体性を阻害しないよう配慮しており、留学生の日本語での文章作成能力を含めた、研究能力の向上につながっていることから、優れた取り組みといえる。

一方で、改善すべき課題として、上記の内部質保証の問題に加え、仏教学研究科（五年一貫博士課程）では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。

今後は、内部質保証の取り組みを通じてこれらの問題点を解決するとともに、より一層、特色ある取り組みを伸長させ、諸課題の改善につなげることを期待する。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

大学の理念としては、「国際的に活躍しうる仏教研究者を養成する」という建学の趣旨に沿って、日本における仏教教義学と文献学的研究の伝統とその蓄積、近代以降の西欧との交流による仏教研究等、日本の仏教学の歴史的背景を踏まえて、仏教研究の歩をさらに進めることへの貢献を掲げている。

こうした理念に基づき、「人類共通の遺産としての仏教及びそれに関連する文化についての学術的理論及び応用を研究・教授して、その蘊奥を究めるべく努めるとともに、当該分野における高度な専門的知識と、様々な研究手法や研究遂行

能力および専門分野を超える幅広い視野をもった研究者、ならびに深い宗教的文化的素養をもち、現代的諸問題の分析・解決への意欲と能力を有する社会人を育成し、もって人類文化の進展に寄与すること」を目的として定めている。

なお、当該大学は仏教学研究に特化した単科大学院大学であり、大学の理念・目的が研究科の理念・目的となっている。

以上のことから、建学の趣旨及び大学として掲げる理念に基づき、適切に研究科の目的を明示しているといえる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的は、「国際仏教学大学院大学学則」（以下「学則」という。）に定めている。

また、学則を大学ホームページにおいて公表するとともに、『大学院案内』（日本語版・英語版）や『大学院要覧』にも掲載することで学生及び教職員への周知を図っている。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に定め、学生及び教職員に周知するとともに、社会に公表しているといえる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2023年度に、2024年度から2028年度までの5年間の「中期計画」を策定し、行動目標として、「小規模な教育機関である本学の利点強化」「国際化の推進」「学術情報基盤の整備・推進」「国際的な研究ネットワークの構築」「競争的資金の確保」「研究倫理の堅持」「学生に対する支援強化」「予科（入学準備）コースの設置」「効果的な学生募集活動の展開」「社会連携・社会貢献の推進」「大学運営体制の強化」「事務業務の整理整頓」「職員構成の再構築」「職員の業務処理能力の向上」「優れた教員の確保」「施設・設備の更新による良好な教育研究環境の維持」「ブランディングと広報の強化」及び「安定的な財政基盤の維持」を掲げ、それぞれに具体的な計画を定めている。

「中期計画」の策定にあたっては、2017年度の大学評価（認証評価）結果における、学生の受け入れについての改善勧告に関して、行動目標の1つである「効果的な学生募集活動の展開」において、「学生定員の充足を維持する」「外国人留学生募集を推進する」「学生募集の向上に資するようにホームページを更新する」という3つの具体的計画を掲げて更なる改善を目指している。

また、「中期計画」の実現に向けて、例えば、国際化の推進のため海外の学術交流協定大学との関係強化を継続することなどに取り組んでいる。

以上のことから、理念・目的を達成するための「中期計画」を適切に策定しているといえる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、「自己点検・評価に関する規程」に「自己点検・評価は、それに基づいて本学の改善・改革を推進し、内部質保証に資するために実施する」と定めている。

内部質保証の手続としては、同規程別紙において「内部質保証に関する方針」として示している。具体的には、「自己点検・評価委員会」は、「毎年、教育研究と管理運営の諸活動に対する自己点検・評価を行う」とし、これに基づき改善・改革案を策定した後、学長は、改善・改革案を「研究科委員会」に諮り、改善策を策定すると定めている。こうした改善策に基づき、学長の指揮及び「自己点検・評価委員会」による支援のもとで、各部門は改善・改革を実施することとしている。また、自己点検・評価報告書は7年に一度作成することとしている。

これら方針及び手続は、大学ホームページにおいて公表しているほか、教職員に対しては「内部質保証に関する方針」に基づき、実際の自己点検・評価の結果及び改善・改革策の共有を行うことを通じて共有を図っている。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を定め、適切に明示しているといえる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証のシステムは、「自己点検・評価に関する規程」に基づき、学長、「自己点検・評価委員会」「研究科委員会」、実行担当部門により構築している。具体的には、学長を内部質保証の統括責任者とし、そのもとに、自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・改善案の立案を行う「自己点検・評価委員会」を置き、これを内部質保証の推進組織としている。「自己点検・評価委員会」で立案した改善計画は学長が「研究科委員会」に諮って策定し、それに基づき、「教務委員会」「公開講座委員会」「入学者選抜委員会」等の各種委員会である実行担当部門が改善に取り組むこととしている。また、実行部門による改善の実行結果は「自己点検・評価委員会」で点検・評価し、その結果に基づき、改善策を検討するといった形で点検・評価と改善を循環させる体制としている。当該大学は専任教員6名で構成する小規模な独立大学院であることから、「自己点検・評価委員会」と「研究科委員会」はともに学長を委員長、委員を専任教員としており、各種委員会も専任教員で構成しているため、構成員は重複している。

以上のことから、内部質保証を推進するための体制を設けているものの、項目③で後述するように、自己点検・評価に基づく改善案の策定については、定められたプロセスとは異なり、実行担当部門にあたる各種委員会等でそれぞれ行っており、各組織の役割分担が実態と一致していない。大学自らもこの点を認識しており、各組織の役割分担の見直しを開始していることから、内部質保証活動を円滑に行える体制を整備するよう、改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

大学の理念及び3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））は『大学院案内』に明記しており、これに基づく「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証の手続」を明文化し、整備している。ただし、3つの方針を策定するための全学的な基本方針は設定していないため、基本方針を設定するとともに、3つの方針の内容について、定期的に点検を行うことが望まれる。

内部質保証活動としては、「内部質保証に関する方針」に沿って、毎年2度「自己点検・評価委員会」が本協会の大学基準に基づく「大学基準点検・評価採点表」によって自己点検・評価を行っている。具体的には、「自己点検・評価委員会」において、委員長が、点検・評価項目を読み上げ、それに対し、各委員がそれぞれの項目の達成度について意見を述べ、委員長がそれらを取りまとめて委員会全体での達成度として「大学基準点検・評価採点表」の採点欄に評価を記録することで実施している。

しかしながら、「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価の結果に基づき改善策を立案するとともに、各部局の改善を支援するとしているものの、実態としては同委員会の構成員が、それぞれ兼務している各種委員会等で個別に改善に取り組んでおり、同委員会による改善策の立案や改善支援は十分とはいえない。当該大学は、その規模から各組織の構成員が重複せざるを得ない環境であり、こうしたことも踏まえ、大学としてより機動的な内部質保証システムの再構築を検討しているため、新たな体制において内部質保証推進組織と各部局の役割分担・連携を明確にし、点検・評価の結果に基づき改善に取り組む必要がある。

また、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するための取り組みとしては、「自己点検・評価に関する規程」において、「自己点検・評価委員会」の構成員として「必要に応じ、学長が委嘱する外部の学識経験者、有識者2名を加えることができる」と規定しているが、これまで委嘱の実績がないことから、今後外部の学識経験者や有識者の参画が望まれる。

以上のことから、自己点検・評価を有効に機能させ、全学的な体制のもとで改善・向上につなげるよう改善が求められる。なお、2023年度には、点検・評価結

果を踏まえて改善を実施するために「中期計画」を定め、「行動目標」及び「評価指標」を設定していることから、今後内部質保証における自己点検・評価と「中期計画」との関係を明確にして運用していくことが望まれる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

学校教育法施行規則により公表が求められている情報、及び教育研究活動、自己点検・評価結果、運営財務などの諸活動については、大学ホームページの「情報公開」に掲載している。

また、上記「情報公開」のページでは、過去5年間にわたる財務状況（事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事の監査報告書）や、過去5年間の在学生数、学位授与状況などの情報も公開している。

教育活動については、大学ホームページに研究科の特色、開講科目・シラバス、時間割等の情報を掲載している。研究活動に関する情報は、「研究活動ならびに公的研究費の運用・管理」を掲載している。教員の有する学位や研究業績は「教員一覧」に掲載している。ただし、学位については、「略歴」欄を設けていたものの、記載内容は各教員に委ねていたため、一部の教員について公表していない。今後は、記載を義務付け、記載内容の点検を行うとしているため、着実に取り組むことが望まれる。

大学全体の教育研究活動のデータベース化については、「学術成果コレクション」として電子化し、インターネットを通じて学内外に無償で提供している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の情報は、大学ホームページに掲載し、概ね適切に公表しているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性については、毎年2度、「自己点検・評価委員会」において、自己点検・評価と併せて検証しており、「自己点検・評価規程」の改正等を行っている。

以上のことから、内部質保証システムについて改善・向上の取り組みを行っているものの、システムの適切性を点検・評価する具体的な手続等は明らかではないため、これを明確にし、項目②③で指摘したようなシステムの改善に取り組むことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 「自己点検・評価委員会」は点検・評価の結果に基づき改善策を立案するとともに、各部局の改善を支援するとしているものの、実態としては同委員会の構成員が各種委員会等で個別に改善に取り組んでおり、同委員会による改善策の立案や改善支援は十分に行われていない。「自己点検・評価委員会」と各組織の構成員が重複せざるを得ない状況にあることも踏まえ、大学においてより機動的な内部質保証システムの再構築を検討しているため、新たな体制において内部質保証推進組織と各部局の役割分担・連携を明確にし、点検・評価の結果に基づく改善に取り組むよう改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の理念・目的に沿って仏教学研究科仏教学専攻（1研究科1専攻）を設置し、その教育研究を支える組織として、附属図書館、「国際仏教学研究所」及び「日本古写経研究所」を附置している。研究科は仏教学に専攻を絞り、当該専門分野における第一線の研究者を専任教員として配置している。附属図書館は豊富な蔵書を有し、それらを開架方式で閲覧に供している。また、仏教関連の書籍を網羅的に収集・所蔵するほか、世界のほぼ全ての刊本大蔵経を貴重書として所蔵し閲覧に供するなど、大学の教育研究に大きく貢献している。附置研究所である「国際仏教学研究所」は、国内外の研究者に論文の寄稿を求め、それらを紀要や研究報告書としてまとめ、広く頒布することで研究成果の周知を図っている。

「日本古写経研究所」は国内外の古写経を網羅的に収集し、その情報を整理することを目的としており、古写経データベースを構築し公開するなど、大学の教育研究だけでなく、研究成果の社会的還元にも大きく貢献しており、仏教研究の推進という大学の理念・目的の実現に資する組織として、高く評価できる。

以上のことから、理念・目的を達成するために有効な教育研究組織を有しているといえる。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、「自己点検・評価に関する規程」に基づき、「自己点検・評価委員会」が毎年度、他の点検・評価項目と併せて実施している。

以上のことから、「自己点検・評価委員会」において、教育研究組織の定期的

な点検・評価に取り組んでいる。しかしながら、「基準2 内部質保証」において既述したように、内部質保証推進組織のマネジメントについては不十分であるため、今後検討を行い、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 仏教研究の更なる推進という大学の理念・目的の実現のため、「国際仏教学研究所」「日本古写経研究所」を附置している。「国際仏教学研究所」では、海外の著名な研究者による講演会を開催し、国内外との学術的交流を進め、その交流に基づいて複数言語で研究成果を刊行・公開しており、国内外における第一線の研究者に寄稿を募るなどの方針により、国際的にも高い評価を得ている。「日本古写経研究所」では、国内外の筆写経典を網羅的に収集・整理する事業を継続して行っており、その成果をデータベースとして構築し、社会に広く公開している。附属図書館における刊本大蔵経とともに、研究所の有する画像資料は、図書館において一般の閲覧に供している。いずれも、所蔵資料や研究成果を広く公開、発信していることから、仏教研究の推進に有意な組織を置き、研究成果の社会への還元に取り組んでいることは評価できる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の理念・目的を踏まえ、学位授与方針として「高度な専門知識と様々な研究手法や研究遂行能力および専門分野を超える幅広い視野をもった、研究者として自立して研究活動を成し得る者に博士の学位を授与する」と定めている。

学位授与方針は、大学ホームページ、『大学院案内』（日本語版・英語版）に公表している。

以上のことから、学位授与方針を適切に定め、公表しているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針として、「仏教学専攻の5年一貫の博士課程として、学生定員を1学年4名とし、5学年で20名の編成による少人数教育を行」い、「学生は指導教員のもとで自らの研究計画を練り上げ、それに基づき、研究能力を研鑽し学位論文を作成する」こと、「指導教員による個別指導にとどまらず、他の教員からの意見を聞く機会として、全教員が参加する中間発表の場を設け、研究指導が偏らないよう専攻としての指導体制を敷」くこと、「専門科目のみな

らず、関連科目の履修を課し、幅の広い研究能力を養成する」こと等を定めている。

この方針は、『大学院要覧』に掲載し、学生や教職員への周知を図っているほか、『大学院案内』（日本語版・英語版）や大学ホームページにも掲載し、広く社会に公表している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針を適切に定め、公表しているといえる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、専門科目と関連科目の2つの科目区分から編成し、その区分のもとにそれぞれ授業科目を設定している。専門科目には、仏教学に関わる地理的領域を考慮し、地域別に設定した「文献学研究」「文献学演習」といった研究科目・演習科目を置いており、各学生の研究テーマに対応できるようにしているほか、「仏教文化学方法論」等の科目を置いている。3年次からは博士論文の指導を行う「論文指導」を配置している。

また、関連科目として、「比較宗教・比較文化」「宗教哲学」「文化人類学」「宗教人類学」「民俗学」「イスラム教研究（イスラム教と神秘主義）」などの仏教学研究と密接に関わる領域の科目を設定することで、幅広い視野と知識を獲得できるようにしている。

さらに、全学生と全教員が参加し、学生の研究発表とそれに対する質疑・討論等を行う「仏教学特殊研究」を設け、学生の学習の活性化につなげている。

くわえて、留学生の日本語能力向上のため、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」「古文・漢文読解Ⅰ」「古文・漢文読解Ⅱ」を置くとともに、仏教学研究に必須となる「サンスクリット語」「チベット語」等の語学科目を開講している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学生の学習を活性化するための措置については、定員の規模を生かして、教育形態が、ほぼ全ての授業で少人数教育となっており、全教員が学生全員に対して目を配り、教育上のきめ細かな指導ができるように配慮している。また、全学生・全教員参加の「仏教学特殊研究」の授業時に、順次研究発表を課すことで、指導教員以外の教員からも研究上のアドバイスを受けることができるようにしている。

研究指導の内容及び方法等については、2年以上在学し、30単位以上の修得が

見込まれる学生には原則として修士学位論文を作成させることとし、その論文テーマを発展拡大させて博士学位論文につなげるよう、指導している。しかしながら、研究指導計画として研究指導の方法を定めておらず、また、入学から修了までの研究指導のスケジュールもあらかじめ学生に明示していない。

シラバスについては、学習の効率向上を図るため、「研究科委員会」において改訂を行い、「科目ナンバリング」「教員から学生へのフィードバック方法」「学位授与方針との関連」を新たな項目として設け、成績評価方法及び基準、準備学習（予習・復習等）の具体的な内容も既設の項目に追加した。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置は概ね講じているといえる。ただし、研究指導計画として研究指導の方法を定めておらず、また入学から修了までの研究指導のスケジュールをあらかじめ学生に明示していないため、適切な研究指導計画を策定し、学生に明示するよう是正されたい。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価については、レポート、出席率、平常点等を組み合わせて行っている。

単位認定については、学則に「授業科目を履修し、その試験に合格した者かつ論文審査に合格した者に所定の単位を与える」と定め、それに従い、単位認定を行っている。

また、2011年より、当該大学と同じく仏教学を専門とする研究科を持つ近隣の大学と単位互換に関する交流協定を結んでいる。

入学者の既修得単位についても、学則に基づき、「研究科委員会」において適切に認定している。

学位授与については、修士・博士の学位ともに、学位授与方針及び学則等諸規程に基づき、適切に授与されている。

以上のことから、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

各指導教員の担当する学生はごく少数のため、学習の進捗状況並びに学習成果は、教員がそれぞれの授業及び研究指導を通じて把握・評価しており、特に、「仏教学特殊研究」を学生の学習成果を測るための重要な授業科目として位置付けている（自己点検・評価報告書 20 頁、実地調査全体面談①③）。この授業には、全教員、全学生が参加しており、主に修士論文を書き終えた学生が年に 1 回以上の研究発表を行い、指導教員をはじめとした全教員が、学位授与方針に示した学習成果を踏まえ、研究者として自立して研究活動を進めていけるかという視点から評価を行っている。また、博士論文執筆及び学位授与方針に示した学習成果達

成のためには、博士論文執筆の下準備ともなる学会発表も重視し、回数は定めていないものの積極的な発表を促しており、「仏教学特殊研究」での研究発表はその模擬発表の意味合いも持っている。また、学習の途中経過を測るものとして、原則全学生が執筆する修士論文を活用しており、研究者としての基盤の構築に取り組んでいる。さらに、学位授与にあたっては、「審査委員会」のもと、全教員による厳正な審査を行っており、複数教員による評価により客観性の担保に努めている。

今後は、ここで測定した学生の学習成果を用いてカリキュラムや授業改善等に役立てるため、更なる検討を期待したい。

以上のように、学位授与方針に明示した学習成果の把握については、概ね適切に行っているといえる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程・教育方法の適切性の点検・評価は「自己点検・評価委員会」が行い、改善・改革案の策定をすることとしているが、カリキュラムについては「教務委員会」が内容の検証と改定を行っており、改善・向上の実績として「古文・漢文 I・II」の開設や「サンスクリット語（中級）」の増設の事例がある。

以上のことから、実際には「教務委員会」において教育課程・教育方法についての改善等を行っている。「基準2 内部質保証」に既述したように、内部質保証推進組織のマネジメントについては不十分であるため、今後検討を行い、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

是正勧告

- 1) 仏教学研究科（五年一貫博士課程）では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。

5 学生の受け入れ

<概評>

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

「大学の3つの方針」のうち「入学者受け入れ方針」として学生の受け入れ方針を示しており、そこで、「求める学生像」を「基礎学力を有し、勉学意欲、知的探究心旺盛で、過去から学ぶべきものを確実に修得し、なおかつ新たな知見を創造し、将来への展望を開くことができるような学生を日本国内のみならず世界に求める」と定め、「修得しておくべき知識等の内容・水準」として、「仏教学に関する基礎的知識」等3項目を明示している。

学生の受け入れ方針の公表については、大学ホームページ、『大学院要覧』及び『大学院案内』において掲載内容を統一し、「学生募集要項」にも掲載している。

以上のことから、学生の受け入れ方針の設定と公表については、適切に実施しているといえる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者選抜の方法について、国内居住者に対しては筆記試験と面接を課し、海外居住者に対しては、推薦書を含む出願書類に基づき、オンライン面接を採り入れて実施している。

学生募集の方法については、「大学院学生募集要項」を整備し、英文の「入学案内」とともに大学ホームページに掲載している。また、研究科と関連する分野を有する日本国内及び海外の大学宛てに、「学生募集要項」『大学院案内』、学生募集ポスター等を送付して周知を図っているほか、民間の刊行物及びその電子版にも掲載している。さらに、学費及び経済的支援に関する情報は、『大学院案内』に掲載するとともに、年2回のオープンキャンパスにおいて相談に応じている。

オープンキャンパスにおいては、全体ゼミにあたる「仏教学特殊研究」の授業を公開し、その後に懇親会や教員との個別面談の機会を設けるなど、志願者に対して十全な配慮を行っている。

入学者選抜の運営体制と手続については、「国際仏教学大学院大学入学者選抜委員会規程」に則り、専任教員によって、試験問題作成委員、試験監督委員、採点委員、面接委員を設け、試験を実施している。面接試験終了後に、全教員の出席する合否判定会議において合否を判定し、その結果を「研究科委員会」に諮って合否を決定する。合否判定から入学者の決定に至るまで、全教員の3分の2以上の合議により決定し、公平性・透明性を担保している。

以上のことから、学生募集及び入学者選抜の体制を整備し、手続に則り、実施・運営しているといえる。

- ③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

海外大学の協定校の増加や英語版の大学ホームページの充実、海外や国内の多方面に入試情報を発信するなどの取り組みを通じて募集に努めた結果、海外・国内ともに応募者の増加につながっており、定員管理については、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理している。

以上のことから、適切な定員の設定、収容定員に基づく在籍学生数の管理については、適正に管理しているといえる。

- ④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性の点検・評価については、「自己点検・評価に関する規程」に基づいて「自己点検・評価委員会」が毎年、他の点検・評価項目と併せて実施している。また、「入学者選抜委員会」及び「研究科委員会」においても、学生の受け入れのあり方について、恒常的な検証を行っている。

以上のことから、「自己点検・評価委員会」において、学生の受け入れに関する改善に取り組んでいる。しかしながら、「基準2 内部質保証」において既述したように、内部質保証推進組織のマネジメントについては不十分であるため、今後検討を行い、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

求める教員像については、「国際仏教大学院大学教員選考規程」（以下「教員選考規程」という。）を設け、「教育、研究に対する高い情熱をもっている者」「幅広い知見と国際的視野を備えた高度な教育能力をもっている者」「高度な専門性に関わる研究能力をもっている者」「本学の運営において協調的で、融和力に富む者」の4項目を挙げている。教員組織の編制方針については、「教員選考規程」において、「専門分野の偏りがなく、かつ教育と研究の均衡を重視する」「教育課程に相応した教員配置を行う」「国際的に最先端の研究成果を講じてもらうために、優れた外国人研究者を客員教授として登用する」「教員間の年齢構成の均衡を考慮する」の4項目を挙げている。

求める教員像及び教員組織の編制方針は、「教員選考規程」において明示し、また「研究科委員会」など関連する会議において教職員に周知・共有している。

以上のことから、求める教員像及び教員組織の編制方針を適切に明示し、かつ教職員に周知・共有を図っているといえる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員数については、法令の定めるところを遵守している（大学基礎データ表1）。

教員の年齢構成については、2017年度の大学評価（認証評価）時と同様に高年齢の教員が多く、依然として年齢構成に偏りがあることから、「教員間の年齢構成の均衡に考慮する」という教員組織の編制方針を踏まえて、引き続き検討することが望まれる。男女比については、広く国内外に人材を求め、2名の女性教員を採用し、バランスのとれた構成となっている。

教育補助者については、「教育補助業務に関する規程」を設け、特に留学生の日本語能力習得を促進するため、業務担当者として課程履修生、研究生、卒業生の中から「研究科委員会」が選考する仕組みとしている。現状では、課程修了者の中から「研究科委員会」が選考し、業務担当者を決定している。

以上のことから、教員組織を適切に編制しているといえる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集・採用・昇任については、「教員選考規程」に規定しており、その基準についても明示している。

上記に関する手続は、「教員選考規程」に基づき、「学長は教員の採用及び昇任候補者の選定を行うときは、研究科長及び各専任教員の意見を聴取して、候補者の選定を行う」とし、「研究科委員会」が同規程に示された職位ごとの資格に照らして選出し、採用及び昇任の決定は、「学長の申請により理事長が行う」と定め、実施している。

なお、教員の募集については、原則として一般公募であり、インド哲学・仏教学を開講している大学・研究所等への文書の送付及びインターネットによって実施している。

以上のことから、教員の募集・採用・昇任については、透明性・公平性を担保したうえで、適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）については、「国際仏教学大学院大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）推進委員会

規程」において、「教育研究の質的向上を実現することを目的とする」と定め、これに基づき「ファカルティ・ディベロップメント（FD）推進委員会」を設置している。同委員会は「ファカルティ・ディベロップメント（FD）における諸施策の実施に関する事項」「学生による授業評価アンケートの実施に関する事項」「ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する教員の研修会、講習会およびシンポジウム等の開催に関する事項」等を所掌し、年1回の頻度で外部講師を招聘し、「教員のためのFD研修会」を開催しており、近年は「人文情報学の現在―課題と展望―」や「『仏教の中国語』から見た『聖語論』（ヒエログロシア）」等のテーマで研修会を行っている。

新任教員に対しては、新学期開講前に教務委員長が教育・指導及びハラスメント行為などへの注意喚起を行っている。

以上のことから、FD活動について、適切に行っているといえる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」が毎年度、他の項目と併せて実施している。その結果に基づいた改善・向上の事例としては、性別のバランス及び研究・教育能力を考慮し、2名の女性教員を採用したことが挙げられる。

以上のことから、教員組織の適切性の点検・評価については、定期的を実施し、また一定の改善・向上が見られたといえる。しかしながら、「基準2 内部質保証」において既述したように、内部質保証推進組織のマネジメントについては不十分であるため、今後検討を行い、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

「学校法人国際仏教学院行動規範」（以下「行動規範」という。）において、学生支援については、「教育と研究のための環境維持・整備」として、「よりよい教育のための学習支援、学習環境の整備と、研究成果促進のための研究環境の維持・整備を行います」と定めて、これを方針としている。

また、同規範については、大学ホームページに公開していることから、方針を明示しているといえる。しかしながら、2017年度の大学評価（認証評価）結果では、上記の方針について、「修学支援に関する方針と解せる部分はあるものの、

生活支援・進路支援に関する方針については、具体的に定めていないため、適切な方針を定めることが望まれる」と指摘していたが、その後特段の対応は行われていないことから、適切な方針を定めることが望まれる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

修学支援については、少人数の大学院という特性を生かし、休学・退学・留年者も含めて指導教員をはじめとした教員及び事務局の職員が学生一人ひとりの状況の把握を行うとともに、必要に応じた支援を行っている。具体的には、正課の授業以外に補習・補助教育として留学生の日本語能力向上や仏教学の古典文献読解力向上のための科目や仏教学研究に必須なサンスクリット語等に関する科目を開講し、未修者には必修としている。

また、図書館業務の一環として、仏教研究に必要な基本資料・情報に関する基礎知識を提供し、学生が参考文献表を作成するための技術的な支援も行っている。

さらに、学位論文の使用言語を原則日本語としていることから、図書館スタッフによる留学生等を対象とした日本語のライティング・サポートを2016年から導入しており、論文だけでなく、授業での課題や発表用原稿などの日本語表現についても日頃から相談できる制度となっている。サポート時は学生の主体性を阻害しないよう配慮しながら添削及び助言を行うことで、日本語の文章を書く力だけでなく、自分の研究内容を説明する力もついており、留学生の研究能力の向上につながっている。利用する学生も多く、大学が掲げる理念である「国際的に活躍しうる仏教研究者の養成」を具現化するための学生支援として評価できる。

奨学金等の経済的支援は、独自の奨学金制度を設けるなど、在籍学生の半数以上が奨学金や授業料減免の支援を受けていることから十分な対応ができていえる。

生活支援について、心の問題を抱える学生に対する対応としては、「学生相談室」を設置し、カウンセラーが各種ハラスメントから人間関係に関する心理相談等について対応している。

進路支援に関しては、キャリア支援に関する組織体制を構築するまでには至っていないものの、各教員のネットワークを活用して研究職への方途を探り、一定の成果を収めている。また、附置機関である「日本古写経研究所」では、優秀な学生について、プロジェクトの研究員や科学研究費補助金等によるプロジェクトの非常勤研究員として雇用している。

以上のことから、学生支援のさまざまな取り組みを行っているといえる。今後は、学生支援に関する明確な方針を定め、大学として組織的に対応する体制を整備することが望まれる。

- ③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性は、「自己点検・評価に関する規程」に基づき、「自己点検・評価委員会」が年度ごとに点検・評価を行っている。点検・評価の結果、「自己点検・評価委員会」での議論を経て、「教務委員会」等の関連委員会で審議し、改善・向上に努めている。

しかしながら、「基準2 内部質保証」において既述したように、内部質保証推進組織のマネジメントについては不十分であるため、今後検討を行い、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 正課を補完する学習支援として、図書館スタッフによる留学生等を対象としたライティング・サポートを導入しており、論文、授業での課題や発表用原稿などの日本語チェックを実施している。サポート時は学生の主体性を阻害しないよう配慮しながら添削及び助言を行うことで、留学生の日本語での文章作成能力を含めた、研究能力の向上につながっており、大学が掲げる理念である「国際的に活躍する仏教研究者の養成」を具現化するための学習支援として評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「行動規範」において、「教育と研究のための環境維持・整備」として、「よりよい教育のための学習支援、学習環境の整備と、研究成果促進のための研究環境の維持・整備を行います」とする方針を定め、これを大学ホームページに公表することによって、構成員への共有を図っている。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているといえる。

- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

「教育と研究のための環境維持・整備」の方針に基づき、2つの校舎、図書館、講堂、寄宿舍等を整備して、校舎には講義室、学生自習室、教員研究室等

の施設を配備し、法令を遵守した必要な校地及び校舎を有している。

施設・設備は、学生の学習及び教員の教育環境研究活動を考慮して整備しているといえる。また、施設・設備の安全・衛生を確保するために、適切な管理体制を構築している。

ネットワーク環境及びICT機器等は、学生の学習に十分配慮して整備している。また、学生の主体的な学びを促進するために、学生自習室等を設置し、学生の利用に供している。

学生及び教職員に対する情報倫理の確立を図るための取り組みは、整備ができておらず、情報倫理についてのガイドラインの作成、研修等を含めた体制の構築を準備している段階である。

以上のことから、方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているといえる。ただし、学生及び教職員に対する情報倫理の確立については、体制の構築に取り組むことが望まれる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書・その他の学術情報資料については、いずれも学生の学習に配慮して整備している。特に、仏教研究の基本資料となる大蔵経については、学内LANによって、学内のどこからでもアクセスでき、閲覧と印刷ができる環境を整備している。また、所蔵資料の書誌情報は、すべて図書館システム「CARIN」に登録し、インターネットを通じて蔵書検索が可能となっており、常時資料の所在と貸出等の利用状況を確認することができる状態にある。また、中国最大の漢籍叢書である『四庫全書』（文淵閣本）のデジタル版専用パソコンを、「日本古写経データベース」専用パソコンに並置し、全文テキストデータの検索と印刷が可能となっている。

2016年度より「図書館学生支援プログラム」を策定し、学生が博士の学位を取得するための支援を兼任研究員が行っていることは、図書館の利用を促進するプログラムであるといえる。同プログラムにより、策定から2023年度までの9年間に7名が博士号を取得しており、プログラムの効果が認められる。

留学生には、「基準7 学生支援」で既述のとおり、学生支援の一環として日本語のライティング・サポートを実施し、修士・博士論文、授業での発表原稿、研究計画書等の日本語のチェックを行っており、優れた取り組みであると評価できる。

以上のことから、図書館及び学術情報サービスの提供に関する体制を整備しており、適切に機能しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する大学の基本的な考えは、「国際仏教学大学院大学における研究活動に係わる行動規範」（以下「研究活動に係わる行動規範」という。）「国際仏教学大学院大学における公的研究費運用・管理規程」（以下「公的研究費運用・管理規程」という。）及び「国際仏教学大学院大学における公的研究費の不正使用の調査等に関する規程」（以下「公的研究費の不正使用の調査等に関する規程」という。）に定めている。最高管理責任者を学長、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を事務局長として管理体制を定め、大学ホームページで公表し、周知を図っている。

教員に対する研究費は、「国際仏教学大学院大学研究費規程」に基づき支給し、研究旅費、研究図書費又はその他の費用として、年間使用限度額の範囲内において使用を認めている。また、研究旅費については、その年度の残額がある場合には、年間使用限度額を上限として次年度に繰り越すことができるようにしている。

研究室は、教員研究室、研究員室及び共同研究室を整備している。

研究時間については「学校法人国際仏教学院就業規程」に「教育職員の大学における勤務日は1週3日とし、研究員の勤務日は1週4日とする」と定めており、研究活動の時間を確保できるよう配慮しているといえる。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理を遵守するための規程として、「研究活動に係わる行動規範」において、研究費の不正使用や研究活動における「捏造、改竄、盗用、等の不正行為や論文の二重投稿、不適切なオーサーシップ等の研究者倫理に反する行為」の禁止、「研究活動に伴う守秘義務を遵守」すること、「個人の人格と自由の尊重、その属性及び思想信条による差別」及びハラスメントの禁止等の6つの要点を定めている。また、公的研究費の運用については、「公的研究費運用・管理規程」に基づき、研究費の適正な運用と管理を促している。さらに、公的研究費の不正な使用があった場合に備えて、「公的研究費の不正使用の調査等に関する規程」を定め、調査委員会の設置と運営に関する事項を定めている。

また、研究倫理を遵守するための取り組みとして、「研究活動の不正行為防止等に関する規程」に基づき、「研究者及び学生のための研究倫理教育プログラム」として「研究活動に関する講習会」を実施し、不正行為の防止に努めている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、「自己点検・評価委員会」において、毎年取り組んでいる。

点検・評価の結果に基づく改善・向上は、「中期計画」の「行動目標」に沿って活動するなかで各組織が取り組むとしている。例えば、「施設・設備の更新による良好な教育研究環境の維持」を目標として掲げ、「校舎等建物の経年劣化箇所を修繕する」「LANを構成するサーバー、スイッチ、PCを更新する」「教室や研究室、図書館などの施設を充実させ、学生と教員の学術活動をサポートする環境を整える。テクノロジーの活用やオンライン学習の導入を進め、柔軟で効果的な学習環境を提供する」ことを計画し、それぞれの「評価指標」を設けていることから、点検・評価の仕組みを整備しているといえる。

以上のことから、教育研究等環境の適切性を点検・評価し、改善に取り組んでいるものの、「基準2 内部質保証」において既述したように、内部質保証推進組織のマネジメントについては不十分であるため、今後検討を行い、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「行動規範」において、「社会的使命と責務の達成」として「本学の社会における存在意義を自覚し、常によりよい教育と研究の活動を目指し、それを広く社会に向けて発信すること」、「教育活動における社会貢献」として「教育活動により本学の理念・目的に沿った有為な人材を育成し、広く国際社会に貢献すること」、「研究活動による社会貢献」として「研究活動を活性化し、最新の研究成果の発信によって広く社会へ貢献」すること等を定め、これを社会連携・社会貢献の方針としている。また、地域社会への協力方針については「国際仏教学大学院大学公開講座規程」により、研究活動の成果を広く地域社会に公開することを定めている。

上記の「行動規範」は、大学ホームページにおいて公表している。

以上のことから、大学の教育研究成果を社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針は適切に明示しているといえる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組み

みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

「公開講座」を年3回、「仏典講読講座」を年7回、無料で開講し、原則として専任教員がこれを担当し、研究成果を社会に還元している。また、附置研究所である「日本古写経研究所」では年数回「公開研究会」を開催し、同じく付置研究所である「国際仏教学研究所」では随時海外の研究者を招いて「講演会」を開催するほか、海外の若手仏教研究者を客員研究員として招聘し、国際的に活躍する仏教研究者を輩出している。さらに、国際交流事業として、国際シンポジウムの開催や海外の大学との学術交流協定等での研究協力を積極的に行っている。

このように、大学の研究の特性を生かした活動を積極的に行っているといえる。

- ③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、「自己点検・評価委員会」において行い、改善・改革案の策定をすることとしているが、実際には、「公開講座」「仏典講読講座」及び「公開研究会」等については、「自己点検・評価委員会」の議論を受けて「公開講座委員会」と事務局が計画の適切性の検証・見直しを行い、「研究科委員会」の承認によって次年度の方針を決定している。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について、点検・評価を行っているものの、「基準2 内部質保証」において既述したように、内部質保証推進組織のマネジメントについては不十分であるため、今後検討を行い、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の基本理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針については、「大学運営の方針」を策定し、「大学の運営は、教学の意思決定の責任をもつ学長のリーダーシップのもと、学則をはじめとする諸規程を整備し、公正性、透明性、機能性をもって行う」「学長は、研究科委員会をはじめとする諸委員会において説明責任を果たしながら、教学 ガバナンスの維持に努める」等の5項目の具体的方針を示している。また、「中期計画」においては、「管理運営」の領域において、「大学運営体制の強化」を目標に掲げ、「中期計画の進捗状況を定期的に評価し、目標達成度や課題を把握する。学生や教員、関係者からのフィードバックも重視する」

「中期計画の評価結果に基づき、必要な改善策を検討し、計画を柔軟に見直して実行する。変化する社会や研究の動向に適応するため、常に改善を追求する」等の5つの具体的計画を定めている

「大学運営の方針」は、研究会委員会等を通じて、学内に周知するとともに、大学ホームページにおいても公表している。

以上のことから、大学運営に関する大学としての方針を明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

管理運営の基本指針となる「行動規範」及び「大学運営の方針」に基づき、寄附行為、学則等を定め、学長をはじめとする所要の職を置くとともに、「研究科委員会」等の組織を設け、その権限等を明確にしている。学長の選任方法については、「国際仏教学大学院大学学長選任規程」によって定めている。学長を選任するにあたり、同選任規程に基づき、学長候補者を選定し、選定された候補者は「研究科委員会」を通じて理事会に提案し、理事会の選考を経て理事長が任命することとなっている。また、学長の権限については、学則に「学長は本大学院を統轄する」と規定しており、その権限が明確になっている。

学長を除く役職者（研究会委員長等）の選任方法については、「国際仏教学大学院大学研究科長選任規程」や各種委員会規程等によって定めている。研究科長の権限については、学則に「研究科委員長（研究科長）は当該研究科を統轄する」と規定しており、その権限が明確になっている。

学長による意思決定及びそれに基づく執行等については、学則で定める「学長は本大学院を統轄する」を基本として、学長が意思決定を行うにあたり、「研究科委員会」を設置するなど、体制を整備している。「研究科委員会」の役割については、学則に規定するとともに、学長が教育研究に関する重要事項等について「決定を行うに当たり意見を述べるものとする」と明記しており、学長による意思決定と「研究科委員会」の役割を明確にしている。

学生からの意見への対応として、毎年、「授業評価アンケート」を実施している。なお、その結果を全専任教員が出席する「研究科委員会」において共有のうえ、学生から寄せられた意見や質問に対して応えるようにしている。また、教職員からの意見への対応についても、「研究科委員会」において共有・検討することとしている。

適切な危機管理対策の実施については、理事長が、そのリーダーシップのもとに学長、常務理事、事務局長と連携し対応することとしている。

以上のことから、大学運営に関わる組織等を概ね適切に設け、学長等の役職者、

委員会等の権限を規程に明示し、明確な意思決定のプロセスを構築しているといえる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、各部門が予算要求書を事務局経理課に提出し、事務局経理課は提出された各部門の予算要求書に基づき、法人・大学全体の予算案を作成している。作成された予算案は理事長を通じて評議員会、理事会において審議、承認され、年度予算として確定している。

予算執行については、承認された予算に基づき、「経理規程」の規定に則り、必要な手続を経て処理している。また、予算執行の妥当性や当該規程との整合性等について、日常的には事務局長が主導して検証している。

以上のことから、予算編成及び予算執行は、プロセスの明確性及び透明性を確保しながら、適切に行っているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は「事務組織規程」及び学則に基づき編制している。また、事務職員の採用及び異動については「就業規程」に基づき運用している。

業務内容の多様化や専門化への対応については、「事務組織規程」に記している職務分掌の変更をもって行うこととしている。また、大学運営は規程に沿って行っており、現行規程の不備や不足している規程の整備といった大学運営と規程の整合性等に関しては、日常的には事務局長が検証している。

以上のことから、大学運営に必要な事務組織を設置し、その事務組織は概ね機能しているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

「大学運営の方針」のうち、「大学は、その運営を円滑かつ実効的に行うために必要な事務組織を置き、事務職員の資質向上、職能開発（SD）を図る」という方針に基づき、スタッフディベロップメント（以下「SD」という。）を実施している。具体的には、学外から講師を招いて職員を対象にした研修会の開催や、学外で開催される研修会へ教職員が参加している。また、実務の際に業務知識・技術が優位にある職員が必要に応じて指導等を行うことにより業務知識・技術の向上を図っている。ただし、大学運営に関する内容を扱うSDについては現段階では実施されておらず、今後取り組むことを期待したい。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うため、事務職員・教員の意

欲及び資質の向上を図るための方策を概ね講じている。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性は、「自己点検・評価に関する規程」に基づき「自己点検・評価委員会」が年度ごとに点検・評価を行っている。点検・評価の結果、「自己点検・評価委員会」での議論を経て、「研究科委員会」に周知している。

また、「学校法人国際仏教学院寄附行為」に基づく監事による監査、及び私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査が行われている。さらに、監事と公認会計士は期末と決算確定時に会計監査の状況等について意見交換をする機会を設けている。

しかしながら、「基準2 内部質保証」において既述したように、内部質保証推進組織のマネジメントについては不十分であるため、今後検討を行い、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2024年度から2028年度までを期間とする「中期計画」を策定し、教育、研究、学生支援、学生募集、社会連携・社会貢献、管理運営の6つの領域とこれに対応する行動目標及び評価指標を掲げている。財務に関しては、管理運営の領域において安定的な財政基盤の維持を行動目標とし、施設・設備に関する計画と人事に関する計画の策定を評価指標としている（根拠資料1-5）。

また、2024年度には、同中期計画において行動目標として掲げている「安定的な財政基盤の維持」の観点から、行動目標の達成に向けて人件費、教育研究経費削減や校舎等建物劣化箇所への修繕の費用充当、支援母体への寄付金額増額要請などに取り組むこととしている。くわえて、大規模な支出が必要となる施設・設備に関する計画及び人事（人件費）に関する計画を策定しており、2022年度までの3号基本金引当資産・有価証券・現預金残高の推移を分析し、経常支出の削減に向けて2025年度及び2026年度の人件費の見込みを作成している（追加提出資料「安定的な財政基盤の維持について」別紙1・別紙2）。この計画において、行動目標の達成に向けた方策を明示しているものの、短期間の人件費の見通しのみとなっていることから、財務上の数値目標を明示した適切な中・長期財政計画を策定・実行することが求められる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「人文科学系学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率は法人全体、大学部門ともに教育研究経費比率は高くなっている。一方、人件費比率が法人全体、大学部門ともに平均より高くなっており、経常収支差額比率及び事業活動収支差額比率は平均より低くマイナスで推移している。これに伴い、収入超過であった翌年度繰越収支差額が2020年度に支出超過に転じるとともに、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が年々増加している。なお、学生数が小規模の学部を持たない大学院で構成されているため、学生生徒等納付金比率が極めて低く、支援母体からの寄付金や特定資産の運用益などが収入の大半を占める財政構造となっている。

貸借対照表関係比率については、純資産構成比率及び流動比率が平均を上回っており、「要積立額に対する金融資産の充足率」も高い水準で推移している。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、中期計画において競争的資金の確保を行動目標として掲げ、科学研究費補助金等の申請者や獲得者の比率を評価指標としている。科学研究費補助金の獲得額は年度によって変動はあるものの一定額を獲得している。今後は、評価指標の達成や同補助金をはじめとする外部資金の更なる獲得に向けた具体的な施策を策定・実行することが望まれる。

以上

国際仏教学大学院大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	本学の理念
	国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程
	自己点検・評価委員会資料
	研究科委員会議事録 R6. 03. 13
	中期計画
	学校法人国際仏教学院寄附行為
	国際仏教学大学院大学学則 思溪藏会議 2018
2 内部質保証	学長から学生宛（コロナ注意喚起のメール）4通
	開講科目・シラバス・時間割
	研究活動ならびに公的研究費の運用・管理
	教員「令和5年度教員一覧」
	情報公開
3 教育研究組織	令和5年度大学院要覧
	国際仏教学大学院大学附置国際仏教学研究規程
	国際仏教学大学院大学附置国際仏教学研究運営委員会規程
	国際仏教学大学院大学附置日本古写経研究所規程
	国際仏教学大学院大学附置日本古写経研究所運営委員会規程
	令和5年度第2回公開研究会開催案内
	国際仏教学大学院大学附置国際仏教学研究活動報告
	国際仏教学大学院大学附置日本古写経研究所事業報告
国際仏教学大学院大学附属図書館活動報告	
4 教育課程・学習成果	本学の3つの方針
	論文審査基準
	国際仏教学大学院大学学位規程
	国際仏教学大学院大学履修規程
	在学生数、学位授与数、進路状況、等
5 学生の受け入れ	入学案内(英文)Application
	国際仏教学大学院大学入学者選抜委員会規程
	大学院学生募集要項（令和6年度）（日）（英）
6 教員・教員組織	記録(令和3～5年度FD研修会)
	国際仏教学大学院大学教員選考規程
	国際仏教学大学院大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)推進委員会規程
7 学生支援	学生相談室規程
	学校法人国際仏教学院行動規範
	国際仏教学大学院大学寄宿舍管理規程
	国際仏教学大学院大学四方寮入居者規則
	国際仏教学大学院大学奨学金給付規程
	国際仏教学大学院大学奨学金給付細則
	国際仏教学大学院大学入学料並びに授業料の免除及び徴収猶予に関する内規

	国際仏教学大学院大学におけるハラスメント防止等に関する規程
8 教育研究等環境	国際仏教学大学院大学附属図書館規程
	国際仏教学大学院大学学術成果コレクション
	教育補助業務に関する規程
	国際仏教学大学院大学研究費規程
	学校法人国際仏教学院就業規程
	国際仏教学大学院大学における公的研究費運用・管理規程
	国際仏教学大学院大学における公的研究費の不正使用の調査等に関する規程
	国際仏教学大学院大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程
	国際仏教学大学院大学附属図書館運営委員会規程
	国際仏教学大学院大学附属図書館利用規程
	国際仏教学大学院大学附属図書館利用細則
	国際仏教学大学院大学附属図書館資料管理規程
	国際仏教学大学院大学「日本古写経データベース」利用規程
	研究倫理教育実施記録
	国際仏教学大学院大学附属図書館概要 2022 年度版
	図書館利用案内（日）（英）
9 社会連携・社会貢献	国際仏教学大学院大学公開講座規程
	国際シンポジウムプログラム（英文）
10 大学運営・財務 （1）大学運営	国際仏教学大学院大学学長選任規程
	役員名簿、評議員名簿
	事務連絡 R2.2.28 付
	リモートアクセス設備運用管理手順書
	国際仏教学院事務組織規程
	研修会実施記録
	大学運営の方針
	国際仏教学大学院大学研究科委員会運営規定
	国際仏教学大学院大学規程集
	学校法人組織機構図
10 大学運営・財務 （2）財務	計算書類（6 ヶ年分）
	財産目録
	事業報告書
	監事による監査報告書（6 ヶ年分）
	監査法人による監査報告書（6 ヶ年分）
	5 ヶ年連続財務計算書類
	令和 5 年度科研費受入一覧

国際仏教学大学院大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	令和5(2023)年度大学院案内
	令和5(2023)年度大学院要覧
2 内部質保証	令和5年度第4回自己点検・評価委員会会議録
	令和5年度第5回自己点検・評価委員会会議録
	国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程
	令和5年度第3回自己点検・評価委員会会議録
	令和5年度第11回研究科委員会会議録
	令和5年度第1回教務委員会会議録
	令和5年度第2回教務委員会会議録
	中期計画
3 教育研究組織	令和5(2023)年度大学院案内
	令和5(2023)年度大学院要覧
	令和5年度第5回自己点検・評価委員会会議録
4 教育課程・学習成果	国際仏教学大学院大学履修規程別表1履修表
	国際仏教学大学院大学学則 修了及び学位
	単位互換に関する協定書
	令和5年度第1回研究科委員会議事録
	令和3年度第1回研究科委員会議事録
5 学生の受け入れ	令和4年度第2回自己点検・評価委員会会議録
6 教員・教員組織	教員選考規程
	自己点検・評価委員会会議録（ワーキング・グループ編制）
	自己点検・評価委員会会議録（自己点検・評価報告書作成）
	ファカルティ・ディベロップメント（FD）研修会開催一覧
	会議録（FDR4・1回）R4.5.11
	会議録（FDR5・2回）R5.6.21
会議録（FDR6・2回）R6.6.12	
7 学生支援	研究科委員会議事録（学位記授与祝賀会）
	教務委員会資料（サンスクリット語）
	研究科委員会議事録（サンスクリット語）
8 教育研究等環境	作業報告管理台帳 2022～2024
	作業報告書（空調機フィルター清掃）
	作業報告書（貯水槽清掃、水質検査）
	作業報告書（寄宿舎排水管清掃）
	研究科委員会議事録（水質検査）
	学生支援アンケート
	学生支援実施報告書（R5年度）
	学生支援利用状況（R5年度図書館活動報告）
	図書館学生支援実施報告議案一覧
	研究科委員会議事録（科研費公募案内）
	研究科委員会議案一覧（科研費公募）
	国際仏教学研究議事録 H28.02.10（研究所学生支援開始）
	研究科委員会議事録 H28.02.17（研究所学生支援開始）
	研究科委員会議事録 H27.12.11（図書館学生支援開始）
	工事完了届（外壁調査）
	工事完了届（図書館地下1階）
工事完了届（四方寮各所修繕）	

	LAN 更新履歴
	PC&サーバー入替提案書
	システム検収書 (サーバー 2 台更新)
	システム検収書 (管理用 PC10 台更新)
	システム検収書 (教研用 PC 7 台更新)
9 社会連携・社会貢献	研究所運営委員会規程
	客員研究員給与規程
	研究所運営委員会議事録 R05.10.04
	研究所運営委員会議事録 R06.02.07
	研究科委員会議事録 (公開講座、仏典講読講座ポスター)
	研究科委員会議事録 (公開講座、仏典講読講座参加人数)
	公開講座委員会資料 23.12.06
	研究科委員会議事録 23.12.13
	公開講座委員会資料 24.02.14
	研究科委員会議事録 24.02.21
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	研究科委員会議事録 (学生による授業評価アンケート)
	研究科委員会議事録 (教員の昇任 2 名)
	自己点検・評価委員会会議録 (ワーキング・グループ編制)
	ワーキング・グループ 会議記録
	自己点検・評価委員会会議録 (自己点検・評価書作成)
	研究科委員会議事録 (中期計画策定)
	理事会議事録 (中期計画策定)
その他	令和 5 年度第 8 回研究科委員会議事録・資料
	令和 5 年度第 9 回研究科委員会議事録・資料
	令和 5 年度第 11 回研究科委員会議事録・資料
	実地調査学長プレゼン資料 (国際仏教学大学院大学)
	本学学生がフランス国立高等研究院へ留学するについての先方事務方とのメール
	女性教員採用に関する研究科委員会議事録